

○国立大学法人新潟大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供等に関する規程

(平成 29 年 11 月 30 日規程第 95 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人新潟大学個人情報の管理に関する規程(平成 17 年規程第 19 号。以下「個人情報管理規程」という。)第 30 条第 2 項に基づき、国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。)における独立行政法人等非識別加工情報の募集、提案、作成、審査及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、個人情報管理規程第 2 条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ロ 独立行政法人等

ハ 地方公共団体

ニ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。)

(2) 「提案」とは、独立行政法人等非識別加工情報を新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものに供する事業を提示することをいう。

(3) 「提案者」とは、提案により独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者をいう。

(4) 「代理人」とは、本人に代わって意思表示する代理権を有する者をいう。

(5) 「提案者等」とは、提案者及び代理人をいう。

(6) 「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述及び個人識別符号をいう。

(提案の募集)

第 3 条 学長は、毎年度 1 回以上、本学が保有する個人情報ファイル(提案の募集をする旨の記載があるものに限る。)について、インターネットの利用その他の適切な方法により、募集の開始の日から 30 日以上の間を定めて提案の募集を行うものとする。

2 学長は、提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

3 提案の募集は、学術情報部情報企画課において受け付ける。

(提案)

第4条 提案者等が前条に規定する募集を受けて提案する場合は、次に掲げるものを提出するものとする。

(1) 別記様式第1号(以下「提案書」という。)

(2) 別記様式第2号

(3) 当該提案が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

2 当該提案者等が個人である場合は、前項に規定するもののほか、次に掲げるいずれかのものの写しを提出するものとする。

(1) 提案書に記載されているその氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている当該提案者等の運転免許証

(2) 当該提案者等の健康保険の被保険者証

(3) 当該提案者等の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード

(4) 当該提案者等の出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード

(5) 当該提案者等の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書

(6) その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該提案者等が本人であることを確認するに足りるもの

3 当該提案者等が法人その他の団体である場合は、第1項に規定するもののほか、次に掲げるいずれかの書類を提出するものとする。

(1) 提案書に記載されているその名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている提案の日前6月以内に作成された次のいずれかのもの

イ 履歴事項全部証明書

ロ 印鑑登録証明書

(2) その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該提案者等が本人であることを確認するに足りるもの

4 当該提案者等がやむを得ない事由により前2項に規定する書類を提出できない場合は、当該提案者等が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類を提出するものとする。

- 5 代理人が前条に規定する募集を受けて提案する場合は、前4項に規定するもののほか、当該代理人の権限を証する書面を提出するものとする。
- 6 学長は、提案者等から提出のあった書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該提案者等に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第5条 提案者等が次に掲げるいずれかに該当する場合は、提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の規定により刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法人その他の団体であって、その役員の中に前各号の規定のいずれかに該当する者があるもの

(照会等)

第6条 学長は、提案者等から第4条に規定する提案があった場合は、当該提案に係る個人情報ファイルを特定するため、総括保護管理者を通じて、保護管理者に対し、照会するものとする。

- 2 保護管理者は、前項の照会があった場合は、速やかに回答しなければならない。
(委員会への諮問)

第7条 学長は、提案者等からの提案が法第44条の7第1項各号に規定する基準(以下「基準」という。)に適合するか否かについて、国立大学法人新潟大学独立行政法人等非識別加工情報提供審査委員会(以下「委員会」という。)に諮問しなければならない。

(提案の審査等)

第8条 学長は、委員会から提案者等からの提案が基準に適合するか否かの報告(以下この条において「報告」という。)を受け、当該提案が基準に適合すると認める場合は、当該提案者等に対し、別記様式第3号により本学との間で独立行政

法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知(以下「契約締結通知」という。)するものとする。

- 2 学長は、報告を受け、当該提案が基準のいずれかに適合しないと認める場合は、当該提案者等に対し、別記様式第4号により理由を付してその旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見提出の機会の付与等)

第9条 学長は、個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る独立行政法人等非識別加工情報の作成を要する提案(以下この条において「提案」という。)について、当該提案に係る個人情報ファイルに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合は、契約締結通知をするに先立ち、当該第三者に対して、別記様式第5号によりその情報の内容等に対する意見書の提出機会を与えることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、提案に係る個人情報ファイルに第三者に関する情報が含まれ、その情報の内容等が次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約締結通知をするに先立ち、当該第三者に対し、別記様式第6号によりその旨を通知し、その情報の内容等に対する意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を独立行政法人等非識別加工情報へ加工して提供する場合する場合であって、当該第三者に関する情報が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号ロ又は第2号ただし書きに規定する情報に該当すると認められる場合

- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を情報公開法第7条の規定により独立行政法人等非識別加工情報へ加工して提供しようとする場合

- 3 前2項の規定により意見書の機会を与えられた第三者が、別記様式第7号の提出により、当該提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した場合は、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を、当該提案に係る個人情報ファイルとみなす。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結等)

第10条 契約締結通知を受けた者は、別記様式第8号及び別記様式第9号を本学に提出し、国立大学法人新潟大学授業料その他の費用に関する規程(平成16年規程第102号)に定める手数料を納付することにより、本学と独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みをすることができる。

- 2 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約は、本学が前項に規定する適正な申込みを受理したことをもって、締結されたものとする。
- 3 手数料は、本学が発行する請求書により納付するものとし、契約締結通知をした後、金額が確定したときに直ちに徴収するものとする。
- 4 前項により徴収した手数料は、返還しないものとする。
- 5 独立行政法人等非識別加工情報の提供は、第2項に規定する契約が締結された後に行うものとする。

(契約の変更)

第11条 独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者が前条第1項により締結した契約を次に掲げるいずれかの理由により変更しようとする提案をする場合は、その提案について、第4条から前条までを準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第10号」と、第8条第1項中「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第11号」と、同条第2項中「別記様式第4号」とあるのは「別記様式第12号」と読み替えるものとする。

(1) 締結した契約の利用目的と異なる目的での利用

(2) 締結した契約の利用期間を超えた期間での利用

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第12条 学長は、第10条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)が次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該契約の解除をすることができる。

(1) 偽りその他不正手段により当該契約を締結した場合

(2) 第5条各号の規定のいずれかに該当することとなった場合

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があった場合

2 学長は、前項の規定により契約を解除した場合は、その旨を総括保護管理者に通知しなければならない。

(利用又は提供禁止)

第13条 役職員(これらの職にあった者を含む。)は、次に掲げることをしてはならない。

(1) 利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報を自ら利用し、又は提供すること。

(2) 独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報の内容に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用すること。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成)

第 14 条 独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合は、特定の個人の識別及び保有個人情報を復元することができないよう、保有個人情報の全部又は一部を加工しなければならない。

2 保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報を作成した場合は、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルを掲載している個人情報ファイル簿に、その旨を記載しなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の取扱い措置及び報告)

第 15 条 役職員は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに保護管理者に報告しなければならない。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識したとき。

(2) 契約相手方から、独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたとき。

2 保護管理者は、前項に規定する報告を受けた場合には、次の措置を講じなければならない。

(1) 前項第 1 号の事案の原因分析及び再発防止の措置

(2) 前項第 2 号の当該契約相手方が是正した措置の確認

3 保護管理者は、第 1 項に規定する報告を受けた場合は、事案の経緯、被害状況等を調査し、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

4 総括保護管理者は、前項に規定する報告を受けた場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

(個人情報保護委員会への報告)

第 16 条 総括保護管理者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに個人情報保護委員会事務局に事案の概要、情報の内容、本人の数、発生の原因、2 次被害、公表(予定)、本人への対応、再発防止策等を報告しなければならない。

(1) 前条第 3 項の報告を受けたとき。

(2) 第 12 条第 2 項に規定する通知を受けたとき。

(業務委託)

第 17 条 独立行政法人等非識別加工情報の作成又は独立行政法人等非識別加工情報等を取扱う業務を外部に委託する場合は、第 14 条第 1 項及び個人情報管理規程第 31 条の規定を準用するものとする。

(事務)

第 18 条 独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する事務は、学術情報部において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 4 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 8 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 8 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 9 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 9 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 10 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 10 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 10 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 11 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

別記様式第 12 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

別記様式第1号(第4条関係)

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人新潟大学 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名 印

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。)

連絡先

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。)のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数(下限は1,000人)を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。
なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人新潟大学 御中

(ふりがな)

氏 名 印

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の5第3項の規定により提案する者(及びその役員)が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

- 1 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

審査結果通知書

様

国立大学法人新潟大学 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人新潟大学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、国立大学法人新潟大学における独立行政法人等非識別加工情報の募集、提案、作成、審査及び提供に関する規程(平成29年規程第 号)第10条第1号に定める別記様式第8号及び別記様式第9号を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

別記様式第4号(第8条関係)

新大 第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

国立大学法人新潟大学 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」
について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律
第59号)第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の7第1
項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

第三者に対する意見書提出の機会付与書

様

国立大学法人新潟大学 印

(あなた、貴社)に関する情報が記録されている下記の個人情報ファイルについて、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の5の規定による提案があり、当該提案について審査等を行う際の参考とするため、国立大学法人新潟大学における独立行政法人等非識別加工情報の募集、提案、作成、審査及び提供に関する規程(平成29年規程第 号)第9条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

については、当該個人情報ファイルにより作成した独立行政法人等非識別加工情報を提供することについて御意見がある場合は、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書(別記様式第7号。以下「意見書」という。)を御提出くださるようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の御提出がない場合は、特に御意見がないものとして取扱わせていただきます。

記

- 1 提案のあった個人情報ファイルの名称
- 2 提案のあった年月日
年 月 日
- 3 当該個人情報ファイルに記録されている(あなた、貴社)に関する情報の内容
- 4 意見書提出先
- 5 意見書提出期限
年 月 日
- 6 照会先

第三者に対する意見書提出の通知書

様

国立大学法人新潟大学 印

(あなた、貴社)に関する情報が記録されている下記の個人情報ファイルについて、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第44条の5の規定による提案がありました。

ついては、当該個人情報ファイルにより作成した独立行政法人等非識別加工情報を提案者に提供することについて、国立大学法人新潟大学における独立行政法人等非識別加工情報の募集、提案、作成、審査及び提供に関する規程(平成29年規程第 号)第9条第2項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該独立行政法人等非識別加工情報を提供することについて御意見がある場合は、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書(別記様式第7号。以下「意見書」という。)を御提出くださるようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の御提出がない場合は、特に御意見がないものとして取扱わせていただきます。

記

1 提案のあった個人情報ファイルの名称

2 提案のあった年月日

年 月 日

3 独立行政法人等個人情報保護法第44条の8第1項に準用された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び適用理由

法第14条第2項第1号適用(人の生命、健康、財産、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認められる場合)

法第14条第2項第2号適用(開示することが公益上特に必要であると認める場合)

4 当該個人情報ファイルに記録されている(あなた, 貴社)に関する情報の内容

5 意見書提出先

6 意見書提出期限

年 月 日

7 照会先

年 月 日

独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書

国立大学法人新潟大学 御中

氏名又は名称

住所又は居所

電話番号

年 月 日付け 新大 第 号で照会のあった独立行政法人等非識別加工情報の提案について、
下記のとおり意見を提出します。

記

1 提案のあった個人情報ファイルの名称

2 意見

(1) 当該個人情報ファイルに係る独立行政法人等非識別加工情報の提供による支障(不利益)の有無

(2) 支障(不利益)の具体的内容

3 照会先

別記様式第8号(第10条関係)

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人新潟大学 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名

印

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。)

連絡先

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付け 新大 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の9の規定により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書に従って納付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9号(第10条関係)

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する誓約書

〇〇(以下「乙」という。)は、国立大学法人新潟大学(以下「甲」という。)と締結した次の契約において、独立行政法人等非識別加工情報の取扱いが含まれている業務(以下「本業務」という。)の利用条件及び実施に関し、以下のとおり誓約する。

利用件名

利用期間

(法令等の遵守)

第1条 乙は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)、国立大学法人新潟大学個人情報の管理に関する規程(平成17年規程第19号。以下「個人情報管理規程」という。)その他関係政令等(以下「法令等」という。)を遵守するものとする。

(定義)

第2条 「独立行政法人等非識別加工情報」とは、個人情報管理規程第2条第12号に規定するものをいう。

2 本業務で取扱う独立行政法人等非識別加工情報は、別紙1に掲げるものを甲が作成し、乙が取扱うものをいう。

3 「利用条件」とは、独立行政法人等非識別加工情報を利用する条件として、別紙2で定めるものをいう。

(管理責任者)

第3条 乙は、独立行政法人等非識別加工情報の管理を図るため、次の者を管理責任者として置く。

管理責任者：

2 乙は、管理責任者を変更した場合は、書面により甲に通知するものとする。

(秘密保持)

第4条 乙は、本業務の遂行上知り得た独立行政法人等非識別加工情報について、秘密事項としてその保護に努めるとともに、甲の事前の承諾なしにこれを第三者に提供してはならないものとする。

2 前項の承諾を得る場合は、書面により得るものとする。

3 乙は、甲の事前の承諾を得て独立行政法人等非識別加工情報を提供した第三者(以下「丙」という。)に対して、本誓約書と同等の措置を講じさせるとともに、その旨を明記した書面を乙及び丙の連名で甲に提出するものとする。

4 乙及び丙が本業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に第1条の規定を明記し、本誓約書と同等の措置を講じさせるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、独立行政法人等非識別加工情報を本業務以外のいかなる目的にも使用してはならないものとする。

(契約範囲外の複写・複製の禁止)

第6条 乙は、本業務において甲からの提供を受けた独立行政法人等非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報が記録された媒体を甲の承諾又は指示のある場合を除き、契約範囲外の複写・複製を行わないものとする。ただし、磁気媒体記録の

バックアップ等、安全管理上必要最低限の複製については、この限りではない。

(契約範囲外の加工・改ざんの禁止)

第7条 乙は、本業務において甲からの提供を受けた独立行政法人等非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報が記録された媒体を甲の承諾又は指示のある場合を除き、契約範囲外の加工・改ざんを行わないものとする。

(管理状況の検査等)

第8条 甲は、乙の独立行政法人等非識別加工情報の管理状況(丙の管理状況を含む。)について定期検査等により確認を行うものとし、乙は甲の検査に協力する義務を負うものとする。

(返還等)

第9条 乙は、甲から要請があったとき又は本業務が終了したときは、独立行政法人等非識別加工情報が含まれるすべての物件を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された独立行政法人等非識別加工情報を消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告するものとする。ただし、甲から別途に指示があるときはこれに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により独立行政法人等非識別加工情報が含まれる物件を廃棄するときは、独立行政法人等非識別加工情報が判別できないよう必要な処置を施して廃棄しなければならない。

(事故の発生等)

第10条 乙が本業務の遂行にあたり、独立行政法人等非識別加工情報の紛失、漏えい、破壊、改ざん等(以下「独立行政法人等非識別加工情報の紛失等」という。)が発生した場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙の費用負担において適切な措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び当該措置の報告並びに事故の再発防止策を書面により甲に提示するものとする。

2 独立行政法人等非識別加工情報の紛失等が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、甲は乙に対し契約解除の措置を講ずることができるとともに、乙は甲に損害賠償の責を負うものとする。

3 前項の損害賠償の額は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本誓約書は、契約締結日に発効し、本業務の終了時(以下「有効期間」という。)まで有効とする。ただし、本誓約書における秘密保持義務は、本誓約書の有効期間の後も存続するものとする。

(協議事項)

第12条 甲及び乙は、本誓約書に定めのない事項及び本誓約書の規定の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に則り、甲乙協議の上、処理解決するものとする。

年 月 日

国立大学法人新潟大学長 殿

住 所
氏 名

(別紙1)

1. 本業務で取扱う独立行政法人等非識別加工情報

(1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称

(2) 独立行政法人等非識別加工情報の名称

(3) 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数(データ量)

(4) 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる記録項目及びその内容(下表のとおり。)

記録項目	内容

2. 本業務で取扱う独立行政法人等非識別加工情報の提供方法

(別紙2)

本業務で取扱う独立行政法人等非識別加工情報の利用目的, 利用方法その他利用条件

--

別記様式第10号(第11条関係)

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業
に関する提案書

年 月 日

国立大学法人新潟大学 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名

印

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。)

連絡先

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)〔第44条の12第1項前段・第44条の12第1項後段〕の規定により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う〔事業・事業の変更〕に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。)
6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

審査結果通知書

様

国立大学法人新潟大学 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の12第2項で準用する第44条の7第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人新潟大学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、国立大学法人新潟大学における独立行政法人等非識別加工情報の募集、提案、作成、審査及び提供に関する規程(平成29年規程第 号)第10条第1項に定める別記様式第8号及び別記様式第9号を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

審 査 結 果 通 知 書

様

国立大学法人新潟大学 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)